建設工事請負基準約款第２６条第５項（単品スライド条項）
運用マニュアルの詳細の運用について

令和８年９月25日

新潟県では、建設工事請負基準約款においてスライド条項（全体スライド条項、単品スライド条項、インフレスライド条項）を定め運用しています。

単品スライド条項の運用の一部改正に伴い、「建設工事請負基準約款第２６条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル【令和４年６月 24 日以降適用】」（以下「運用マニュアル」という）を刷新したところです。

このたび、下記のとおり運用マニュアルの詳細の運用を定めましたので、請求する際には留意願います。

記

１　購入価格でのスライド額算出を希望する場合【別紙１－１】

(1) 受注者は、適切な価格で材料を購入した根拠として「実購入先を含まない２社の見積」※及び「当該地区での取引実績表」を提出すること。

※地場材等で実購入先以外からの見積徴収ができない場合は、不要とする。
（マニュアル６P 見積りの留意事項）

(2) 発注者は、購入価格及び見積価格について「購入価格妥当性チェックリスト」及び「購入価格及び見積価格一覧表」を使用し、価格の妥当性を検証。

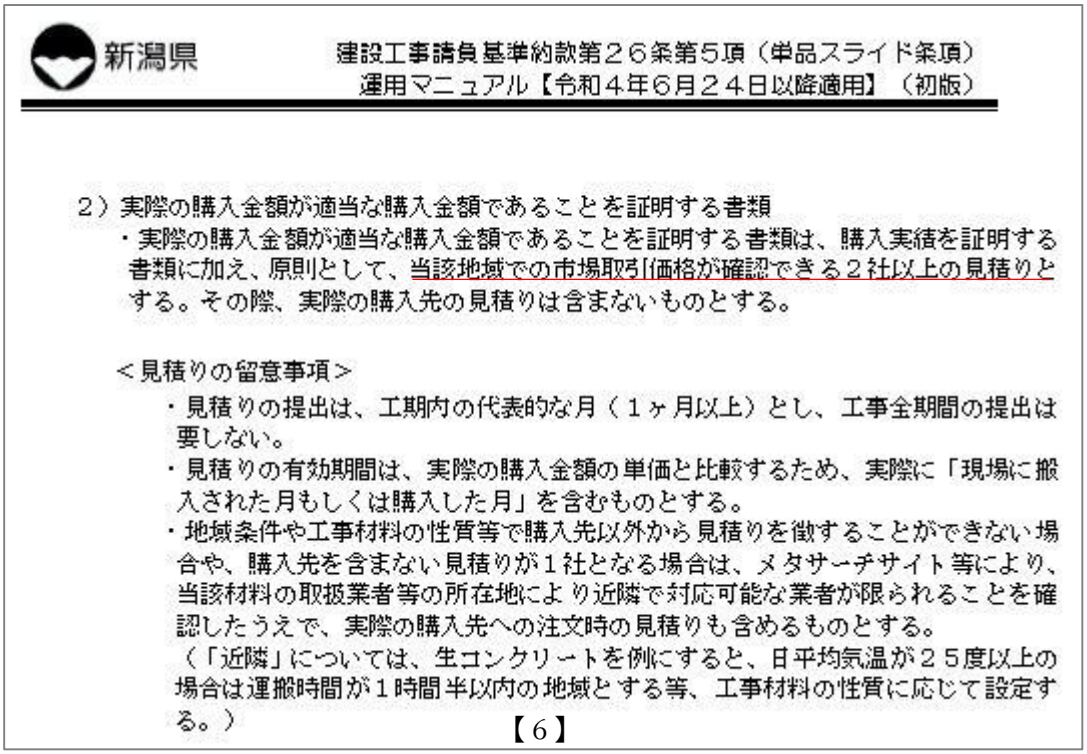
２　当初単価が見積及び特別単価調査で定められている場合【別紙１－２】

受注者は、実勢価格に「現場納入月」の見積及び特別単価調査価格を適用させたい場合、購入予定価格が判明した時点で速やかにスライド請求を行うこと。

【運用マニュアルの記載と本運用の関連について】

１　購入価格でのスライド額算出を希望する場合

１－５　スライド額算定



新潟県　建設工事請負基準約款第２６条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル【令和４年６月２４日以降適用】（初版）

２）実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

・実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる２社以上の見積りとする。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。

＜見積りの留意事項＞

・見積りの提出は、工期内の代表的な月（１ヶ月以上）とし、工事全期間の提出は要しない。
・見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。
・地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することができない場合や、購入先を含まない見積りが１社となる場合は、メタサーチサイト等により、当該材料の取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。
（「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が２５度以上の場合は運搬時間が１時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。）

【６】

【詳細の運用】

(1) 受注者は、適切な価格で材料を購入した根拠として以下の資料を提出すること。

ア　実購入先を含まない２社の見積※

※地場材等で実購入先以外からの見積徴収ができない場合は、不要とする。（マニュアル６P 見積りの留意事項）

イ　【様式】「当該地区での取引実績表」

(2) 発注者は、購入価格及び見積価格について以下の様式により確認を実施する。

ア　【様式 A】「購入価格妥当性チェックリスト」

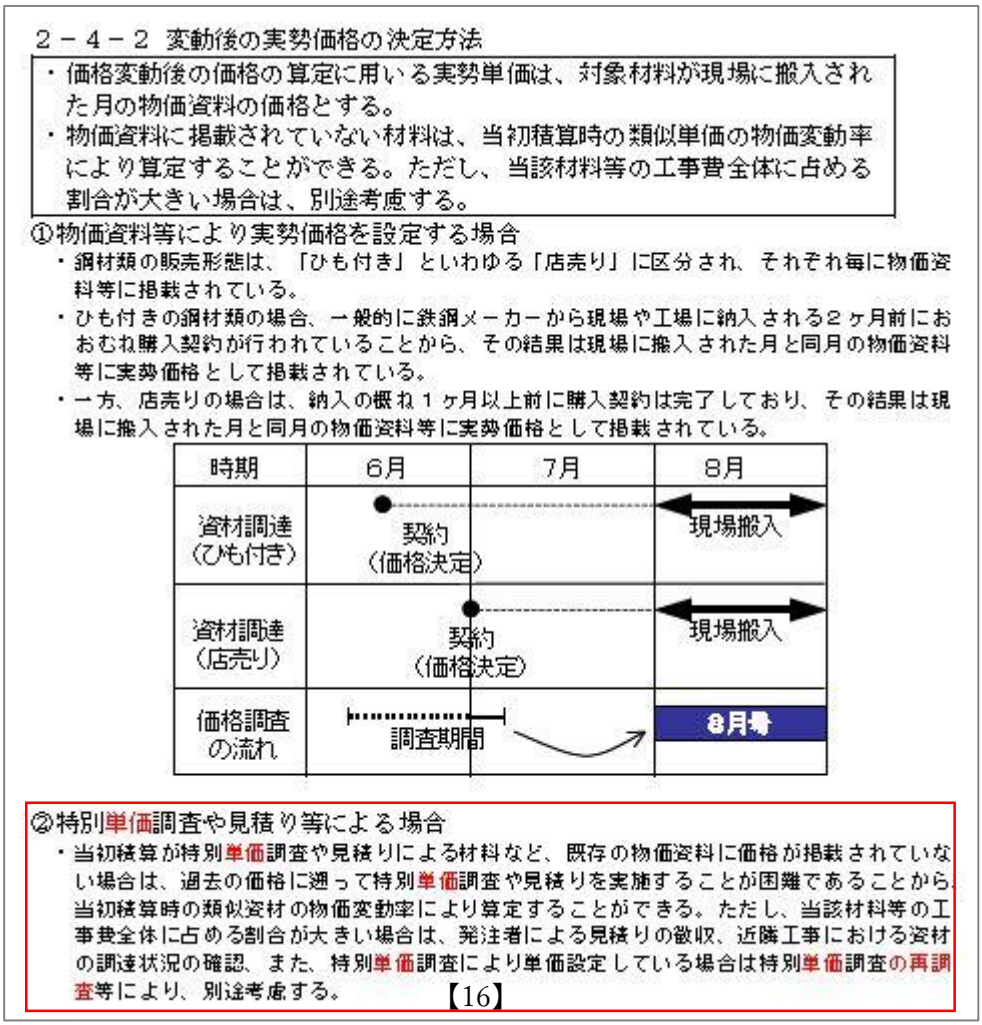
イ　【様式 B】「購入価格に係る変動理由書」

ウ　【様式 C】「購入価格及び見積価格一覧表」

【運用マニュアルの記載と本運用の関連について】

２　当初単価が見積及び特別単価調査で定められている場合

２－４　単価（実勢価格の算定）



２－４－２ 変動後の実勢価格の決定方法

・価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
・物価資料に掲載されていない材料は、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

①物価資料等により実勢価格を設定する場合

・鋼材類の販売形態は、「ひも付き」といわゆる「店売り」に区分され、それぞれ毎に物価資料等に掲載されている。
・ひも付きの鋼材類の場合、一般的に鉄鋼メーカーから現場や工場に納入される２ヶ月前におおむね購入契約が行われていることから、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。
・一方、店売りの場合は、納入の概ね１ヶ月以上前に購入契約は完了しており、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。

②特別単価調査や見積り等による場合

・当初積算が特別単価調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別単価調査や見積りを実施することが困難であることから当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別単価調査により単価設定している場合は特別単価調査の再調査等により、別途考慮する。

【16】

【詳細の運用】

現場搬入月後にスライド請求を受領すると実勢価格を確認できないため、変動率による算出が不可となる場合は当初単価とすることを基本とする。※１

受注者は、実勢価格に「現場納入時点」の見積及び特別単価調査価格を適用させたい場合、購入予定価格が判明次第速やかにスライド請求を行うこと。※２

※１　遡って見積りや調査を実施することはできないため。

※２　現場納入時期が複数回に分かれる場合は、請求時に監督員と協議を行うこと。